

次世代育成行動計画（後期計画）の抜粋

第3章 計画の基本的な考え方

I 基本理念

次世代育成支援行動計画を進めるにあたっての基本理念は、前期計画からの一貫性という意味から同じものとします。

《 子育ての喜びが実感できるまち 》



II 基本方針

1 子どもの幸せを第一に考えます

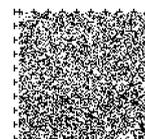
我が国は、児童の権利に関する条約の締約国としても、子どもに関わる種々の権利が擁護されるように施策を推進することが要請されています。このような中で、子育て支援サービス等により、影響を受けるのは子ども自身であることから、子どもの幸せを第一に考え、子どもの利益が最大限に尊重されるよう配慮しながら取り組んでいきます。

2 次代の親づくりを推進します

子どもは次代の親であるとの認識のもと、「親子のきずな」や「家族のつながり」を深めていくことで、子ども自身が将来親という立場になったときに、それらの育てられた記憶こそが自立した家庭を持つことに役立つものと考えます。豊かな人間性を形成し、自立して家庭を持つことができるよう、長期的な計画で子どもの健全育成のための取組みを進めます。

3 社会全体で子どもを育みます

子育ては、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識のもとに、国及び地方公共団体はもとより、企業や地域社会を含めた社会全体で協力して行なうことが必要とされていることから、様々な担い手が協働して取組みを進めます。

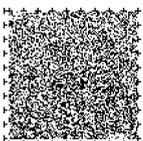


4 仕事と生活の調和の実現を目指します

仕事と生活の調和が実現した社会とは、「国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域社会などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会」とされています。働き方を見直し、仕事と生活の調和を図ることは、結婚や子育てに関する希望を実現するための取組みの一つとして、少子化対策の観点からも重要となります。性別や年齢にかかわらず、個人の状況に合わせて多様で柔軟な働き方ができ、本当の豊かさを実感できる社会を目指し、仕事と生活の調和の啓発に取り組みます。

5 すべての子どもと家庭を応援します

子育てと仕事の両立支援のみならず、子育ての孤立化等の問題を踏まえ、障害の有無にかかわらず、すべての子どもと家庭への支援という広い観点から取組みを進めます。



Ⅲ 基本目標

基本理念を実現するために、次の5項目を基本目標とし、総合的に施策を推進していきます。

目標1 家庭・地域における子育ての支援

少子化や核家族化の進行に伴い、子育て家庭の孤立化や子育てに対する不安や悩みを抱えてしまうことがあります。共働き家庭だけでなく専業主婦やひとり親家庭、障害児を養育している家庭など、すべての子育て家庭への支援が求められています。

子育ての第一義的責任は保護者にありますが、子育て家庭の孤立を防ぎ、負担を軽減するために子育て家庭を地域社会全体で支援します。

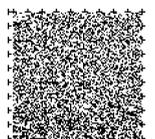
目標2 母と子の健康を守り増進する

母子の健康を確保するため保健、医療、福祉及び教育の分野間の連携を図り、母子保健施策等を充実することで、すべての子どもの発達を保障し、その健全な成長を促進します。また、発達段階に応じた規則正しい生活習慣を身につけ、心身ともに健康で元気に過ごすことができるように、食育や思春期保健対策を推進します。

目標3 子どもの豊かな人間形成を支えるまちづくり

家庭はすべての教育の出発点であり、子どもの人間形成に大きな役割を果たしています。乳幼児期の子どもは多くの支援を必要として成長していきますが、この時期は人間形成の基礎を築く大切な時期です。保育園、幼稚園との連携を保ちながら子どもの将来を見据えた子育て支援及び幼児教育の充実を図るとともに、家庭、地域の教育力を高め、学校教育の充実を図ります。

また、家庭内における児童虐待、学校におけるいじめ等の早期発見に努め、関係機関をはじめ地域が連携をして適切な対応が図れるよう体制の整備に努めます。



目標4 子育てと仕事を両立できるまちづくり

子育てと仕事の両立が可能となるような多様なサービスの提供ができるよう努め、保護者の選択の幅を広げます。また、家族が協力して子育てと仕事の両立ができるよう、子育て家庭に配慮した働き方や男女共同参画の意識の醸成に努めます。

目標5 子どもにやさしいまちづくり

子どもが明るく健やかに成長していくために、安心して外出できる地域づくりが必要となります。子どもの権利を守り、事故や犯罪から子どもを守る安全で安心できるまちを目指します。

